

令和8年度野生動物被害補償制度のご案内

近年、野生動物（シカ・イノシシ）による農業被害が増大しており、その対策が急務となっています。

兵庫県では、JAグループ兵庫のご支援もいただきながら、兵庫県農業共済組合と連携し、被害のあった農家に補償金を支払う事業を実施しています。

詳細は、このパンフレットをご覧ください。

- ・ 補償対象区域は 神戸市、三田市、宝塚市、川西市、猪名川町、加古川市、高砂市、三木市、小野市、加東市、西脇市、多可町、加西市、姫路市、福崎町、神河町、市川町、たつの市、太子町、赤穂市、上郡町、相生市、佐用町、宍粟市、豊岡市、香美町、新温泉町、養父市、朝来市、丹波市、丹波篠山市、洲本市、淡路市、南あわじ市
- ・ 補償対象作物は 水稻
- ・ 加入要件は ①農業保険法に基づく水稻共済半相殺方式8割補償一筆半損特約付に加入していること
②この事業の対象区域（兵庫県が指定する市町）に住所を有する者であること
③農会または集落における水稻共済半相殺方式8割補償一筆半損特約付の加入者全員の全筆加入（農会または集落単位一括加入）であること
- ・ 補償対象とする事故は シカ・イノシシなどの獣害のみ
- ・ 補償期間は 移植期（又は播種期）から、適期の刈り取り時期まで
※圃場における通常の乾燥期間中は、補償の対象とします。
※育苗期間中や刈り遅れは補償の対象とはなりません。
- ・ 補償限度額は $\text{kg当り補償金額} \times \text{基準収穫量} \times 10\%$
※kg当り補償金額は、当該年産の水稻共済半相殺方式における告示最高額です。
※基準収穫量は、その年の天候を平年並みとし、肥培管理なども通常に行われたときに得られる収穫量で、耕地ごとに定められます。
- ・ 加入者負担金は 加入面積 1aにつき10円
※正当な理由なく納付を遅延した場合は、加入取り消しとなります。

支払財源	加入者負担金	10円
(1アール当たり)	県補助金	20円
	JA支援金	10円
	総額	40円

兵庫県
JAグループ兵庫
兵庫県農業共済組合

- ・ **補償金の支払は** 獣害により耕地ごとに1割を超える被害が生じたとき
 ※支払財源に不足が生じる場合は、補償金の一部を削減することがあります。
 < 2割までの被害の場合 >

$$\text{補償金} = \text{kgあたり補償金額} \times (\text{減収量} - \text{基準収穫量} \times 10\%)$$
 < 2割を超える被害の場合 >

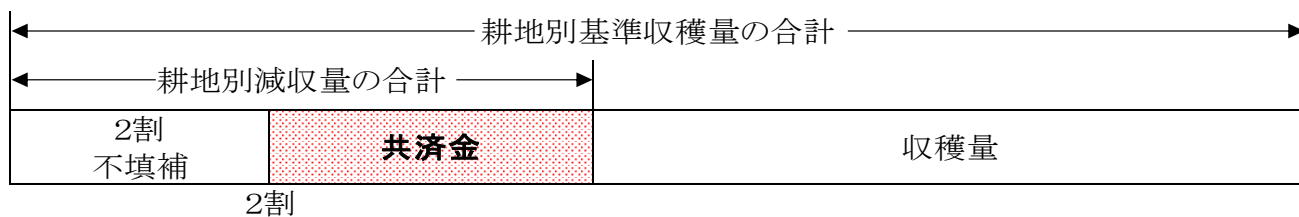
$$\text{補償金} = \text{kgあたり補償金額} \times \text{基準収穫量} \times 10\%$$
- ・ **被害発生の通知は** 補償金の支払を受けるべき獣害があるときは、速やかにNOSA Iの支所に連絡してください。
- ・ **加入者負担金の精算は** 支払財源に残金が生じたときは、加入者負担金に応じて残金を還付します。

水稻共済と野生動物被害補償制度の関係

NOSA Iの水稻共済は、国の農業保険制度として全国で実施されていますが、兵庫県では野生動物による被害について水稻共済を補完するため、野生動物被害補償制度を実施します。

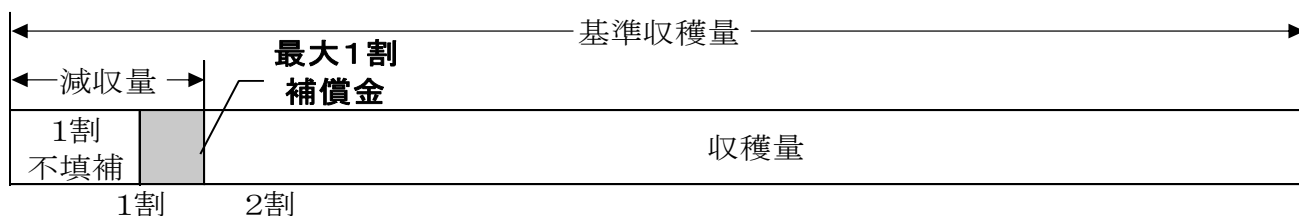
- ① **水稻共済(半相殺方式8割補償)** : 共済事故の種別にかかわらず、農家ごとに、耕地別減収量の合計が、耕地別基準収穫量の合計の2割を超える部分につき、共済金を支払います

〈共済事故の種別にかかわらず、農家単位で合算〉

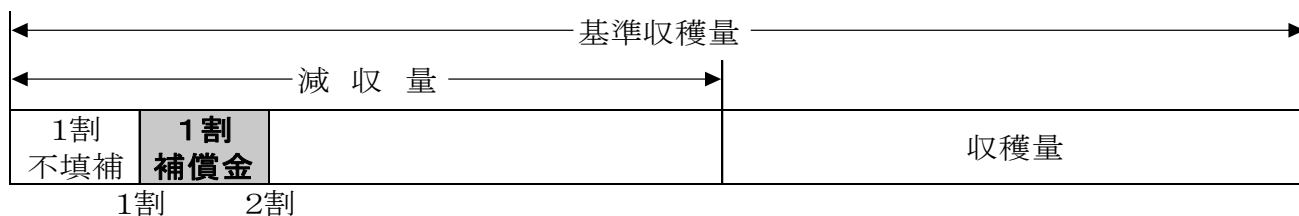


- ② **野生動物被害補償制度** : 獣害による被害耕地ごとの減収量が、被害耕地ごとの基準収穫量の1割を超える場合に、その1割超過2割以下の部分につき、補償金を支払います。

〈獣害による減収が1割超過2割以下の耕地〉



〈獣害による減収が2割を超える耕地〉



申込書記入の注意事項

加入申込書記入時は、注意事項を参考に、必要事項を漏れなくご記入願います。記入漏れ、記入誤りがあると補償金等の支払が出来ませんのでご注意ください。

《記入例：2枚複写式》

野生動物被害補償制度
加入申込書

(本所提出用)

兵庫県農業共済組合 御中

令和8年産水稻に係るみだしの補償制度について、約款の内容を承知の上、当農会等における水稻共済加入者全員の加入を申し込みます。

令和8年 月 日

		支所記入欄			
		大地区コード*		小地区コード*	
農会等名	神戸下山手農会			申込印 (農会長の公印 又は農会長の個人印)	
農会長名 (代表者名)	(フリガナ)	ヒョウゴ タロウ 兵庫 太郎		印 ※押印又はサイン	
農会長の住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 兵庫県神戸市中央区下山手通〇-〇〇				
電話番号 <small>※日中連絡がつきやすい番号をご記入願います。</small>	(〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇 (自宅)		(△△△) △△△△ - △△△△ (携帯)		
加入者負担金のお支払い方法と補償金等のお振込先の指定 ①、②とも何れかに「○」→	①加入者負担金		②補償金等の振込先		
	口座振替 <small>※別途、口座振替依頼書の提出が必要です。</small>	郵便振込	加入者負担金の振替口座と同一を指定	下記の口座を指定 ▼	
▼補償金等の振込先の口座 <small>※口座振替口座と同一の場合記入不要です。</small>	金融機関名	▼該当する金融機関に ○ をつけてください。 * * ○ 農協 * * ○ 支店 注① ・ 銀行 ・ 支所			
	口座番号	普通預金 1 2 3 4 5 6 7			
	(フリガナ) ※ 口座名義	コウベシモヤマテノウカイ ノウカイチョウ ヒョウゴ タロウ 神戸下山手農会 農会長 兵庫 太郎 <small>※口座名義、フリガナは、通帳の記載どおり漏れなくご記入願います。 ※フリガナは、左からカタカナで農会等名並びに姓と名の間に1マスあけてご記入ください。</small>			
通帳写しの提出	通帳(見開き部分)をコピーし裏面に貼り付けてご提出願います。 注④				

《注意点》

- ・ 1枚目に押印又はサイン願います。
- ・ 加入者負担金を口座振替で支払い、補償金等の振込先を振替口座と同一の口座で希望される方は、補償金等の振込先欄の記入は省略いただけます。
- ・ それ以外の方は、下記の注意事項をご確認いただき、ご記入願います。

通帳見開きページ

お客様番号

注③ おなまえ コウベシモヤマテノウカイ ノウカイチョウ ヒョウゴ タロウ サマ

貯金種類	口座番号
注② 普通預金	1 2 3 4 5 6 7

お取引店 * * 支店 / * * 支所

※通帳見開きにカタカナで表示されている名前を上記加入申込書口座名義欄にすべてご記入願います。

《注意事項》

振込先の通帳をご準備頂きご記入願います。

- 注① 該当する金融機関に○をつけてください。支店又は支所の確認もまとめてご確認願います。
- 注② 口座番号は、7桁すべてご記入願います。通帳に記載の番号どおりにご記入願います。
- 注③ フリガナの記入は、通帳の見開きの名前欄「カタカナ」をすべて漏れなくご記入願います。
- 注④ 通帳見開きページの写しを1枚目(本所提出用)の裏面に糊付け願います。